

## さいたま市告示第372号

さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業の事業計画について定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 土地区画整理事業の名称

さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業

### 2 縦覧場所

(1) 住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号（中央区役所4階）

(2) 名称 さいたま市役所都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所

### 3 縦覧時間

午前8時30分から正午まで

午後1時00分から午後5時00分まで

### 4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所区画整理係

(2) 電話 048（840）6156